令和３年度第１回ギャンブル等依存症対策研究会　議事要旨

日時：令和３年７月13日（火）午前10時から11時30分

場所：大阪府咲洲庁舎50階　迎賓会議室

※現地参加とオンライン参加を併用して開催

出席委員：（現地参加）井上研究委員、木戸研究委員、寺田専門委員、三宅専門委員、

（オンライン参加）西村研究委員、河本専門委員、村井専門委員

関係部局：ＩＲ推進局、大阪精神医療センター、府健康医療部地域保健課、市こころの健康センター

■議事

１）カジノ管理委員会規則（案）のうち依存防止対策の概要について

　　　ＩＲ推進局より、カジノ管理委員会規則（案）における依存防止対策の概要について説明。

２）カジノ管理委員会規則（案）を踏まえた対策について

　　　ＩＲ推進局より、カジノ管理委員会規則（案）を踏まえ、留意しておくべき点について意見交換。

３）令和３年度ギャンブル等依存症対策研究会について

　　　ＩＲ推進局より、令和３年度のギャンブル等依存症対策研究会の主な研究テーマと開催スケジュールの予定について説明。

■主な意見

・カジノへの依存防止の観点から行動制限にあたっては、ＩＲ整備法における「依存」の範囲を明確にすることが必要。

・家族申請による利用制限は、本人同意がある場合はよいが、ない場合には現実問題として医師の診断書を提示するのは困難なため、ギャンブルへののめり込みによってその家族がどれだけ困っているかというのを客観的に判断していくことになる。

・カジノ事業者だけでなく、府市のような公的なところでも受付け窓口があるのが望ましい。

・利用制限の是非を判断するための専門家については、法律や医療など多様な観点から困っている方の話を丁寧に聞き取れる査定チームを作ることを考えてもよいのではないか。

・利用制限すべきかの判断は家族の方が、支出額や態度などの事例性を見つけていただいて、医者がその事例性が病気からきているのか、きていないのかを見ていくことになるだろう。

また、事例性のレベルは、年収や支出額、態度など様々なことを合わせて評価することになる。

・顧客に、カジノを適正に利用してもらうためのスタッフ対応については、統一的な資格のようなものを事業者側に求めることも検討すべき。また、全国統一的な資格を検討されてもいいのではないか。

・規則には多くの対策が求められているが、事業者からどんなデータが提供されるかも見ながらそれぞれの効果測定のやり方も考えていくことが望ましい。

・家族申請に対して初めて相談に来られた人に対して、その場の医学的な診断で以て利用制限の是非の判断をするのは難しいが、本人と家族の見解が分かれている場合や、一度利用制限を受けた人が解除する際には精神科医の判断は有用になるのではないか。

・カジノには未入場であるがその他のギャンブル等で問題を起こしている人に対するカジノへの予防措置的な制限、さらには、そうした人に対して入場前・入場後のいずれの段階で制限するかについても整理をしておくべき。

・依存症とは異なるが、評価をしている時間がないような緊急的な利用制限申告を受けた入場保留についての考え方も整理しておくことが望ましい。